奈良工業高等専門学校グローバル教育センター運営委員会規程

平成28年12月6日制定令和元年7月12日改正

(設置)

第1条 奈良工業高等専門学校にグローバル教育センター規程(以下「センター規程」という。)第9条に基づき,グローバル教育センター運営委員会(以下「委員会」という。) を置く。

(目的)

第2条 委員会は、グローバル教育センター(以下「センター」という。)の管理・運営に 必要な事項について審議することを目的とする。

(審議事項)

- 第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
 - 一 国際的な連携協力に関すること
 - 二 国際的な学術交流に関すること
 - 三 外国人研究者(本校が雇用する者を除く。)・短期留学生の受入・支援に関すること
 - 四 国際教育の充実促進に関すること
 - 五 国際教育に関する教育プログラムの立案及び運用に関すること
 - 六 学生の国際交流に関すること
 - 七 正規留学生の受入に関すること
 - 八 正規留学生の教育指導に関すること
 - 九 正規留学生の生活指導に関すること
 - 十 その他本校におけるグローバル教育の推進に必要なこと

(組織)

第4条 委員会は、センター規程第5条の組織をもって充てる。

(委員長)

- 第5条 委員長は、委員会を招集してその議長となる。
- 2 委員長に事故あるときは、センター規程第5条に掲げる副センター長のうち、センター規程第5条第一号が指名した者がその職務を代理する。
- 3 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(事務)

第6条 委員会に関する事務は、学生課で行う。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和元年7月12日から施行し、平成31年4月1日から適用する。